

## 平成30年7月20日開催居宅介護支援部会 集団指導におけるQ & A

### Q. 1

要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に必要とされるサービス担当者会議はいつ開催したらよいか。

### A. 1

基準省令「指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準」では、区分変更が認定された際の開催を義務づけていること、及びケアプランの検討も結果によって大きく左右されることから、認定結果が出たら速やかにサービス担当者会議を開催してください。

#### [基準省令第13条]

十五 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

#### [介護報酬通知（平12老企36号）第3の6（3）]

次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- (1) 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- (2) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- (3) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

### Q. 2

特定事業所集中減算の様式例はどのようなものか。

### A. 2

下記のホームページにて掲載しています。

<http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1531466456688/index.html>

Q. 3

介護予防支援の受託及びその取扱いにあたり、留意事項はあるか。

A. 3

介護報酬通知（老企第36号）及び国Q&Aを下記に示しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

[介護報酬通知（老企第36号）第3の7 基本単位の取扱いについて]

（1）取扱件数の取扱い

基本単位の居宅介護支援費（【1】）、居宅介護支援費（【2】）、居宅介護支援費（【3】）を区分するための取扱件数の算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者（月末に給付管理を行っている者をいう。）の総数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者（120号告示に規定する厚生労働大臣が定める地域〔平成24年厚生労働省告示第120号の規定〕に該当する地域に住所を有する利用者を除く。）の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数とする。

（2）居宅介護支援費の割り当て

居宅介護支援費（【1】）、（【2】）又は（【3】）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1件目から39件目（常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、40にその数を乗じた数から1を減じた件数まで）については居宅介護支援費（【1】）を算定し、40件目（常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、40にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費（【2】）又は（【3】）を算定すること。

[平成24年度介護報酬改定に関するQ&A Vol. 1]

タイトル：【居宅介護支援】 介護予防支援

質問：

介護予防支援の運営基準において、業務委託の件数制限（介護支援専門員1人8件）が廃止されるが、委託について一切制限はないのか。また、介護予防支援は2件を1件とカウントする方法及び居宅介護支援事業所において40件以上となった場合の逡減制はどのように取り扱うのか。

回答：

介護予防支援事業所から居宅介護支援事業所に対して、介護予防支援の業務を委託する場合は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介

「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（厚生労働省老健局振興課長、老人保健課長連名通知）の記載どおり、受託する居宅介護支援事業所における居宅介護支援の適正な実施に影響を及ぼさないよう、委託する業務の範囲及び業務量について、十分配慮しなければならないものである。

また、居宅介護支援費の算定の際の介護予防支援の件数を2分の1でカウントする方法及び通減制の取扱いについては、適切なケアマネジメントを確保する観点から従来通りの取扱いとする。

[平成21年4月改定関係Q&A Vol. 1]

タイトル：【居宅介護支援】

質問：

利用者数が介護支援専門員1人当たり40件以上の場合における居宅介護支援費（【1】）、（【2】）又は（【3】）の割り当てについて具体的に示されたい。

回答：

【例1】

取扱件数80人で常勤換算方法で1.5人の介護支援専門員がいる場合

(1)  $40(\text{件}) \times 1.5(\text{人}) = 60(\text{人})$

(2)  $60(\text{人}) - 1(\text{人}) = 59(\text{人})$ であることから、

1件目から59件目については、居宅介護支援費（【1】）を算定し、60件目から80件目については、居宅介護支援費（【2】）を算定する。

【例2】

取扱件数160人で常勤換算方法で2.5人介護支援専門員がいる場合

(1)  $40(\text{件}) \times 2.5(\text{人}) = 100(\text{人})$

(2)  $100(\text{人}) - 1(\text{人}) = 99(\text{人})$ であることから、

1件目から99件目については、居宅介護支援費（【1】）を算定する。

100件目以降については、

(3)  $60(\text{件}) \times 2.5(\text{人}) = 150(\text{人})$

(4)  $150(\text{人}) - 1(\text{人}) = 149(\text{人})$ であることから、

100件目から149件目については、居宅介護支援費（【2】）を算定し、150件目から160件までは、居宅介護支援費（【3】）を算定する。

なお、ここに示す40件以上の取扱いについては、介護報酬算定上の取扱いであり、指定居宅介護支援等の運営基準に規定する介護支援専門員1人当たり標準担当件数35件の取扱いと異なるものであるため、標準担当件数が35件以上40件未満の場合において、ただちに運営基準違反となるものではない。